

長崎県浄化槽事務取扱要領「新旧対照表」(本文)

改正後	改正前
<p>長崎県浄化槽事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和61年 3月 4日 改正 平成 2年 3月26日 平成10年10月29日 平成14年 4月19日 平成18年 1月30日 平成27年 3月31日 平成31年 1月28日 令和 2年 2月18日 <u>令和 3年 3月18日</u></p> <p>第1 趣旨 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により、長崎県内（保健所設置市を除く。）に設置された、若しくは今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等 設置場所は、次によること。 (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。 (2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。 (3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の屋内</p>	<p>長崎県浄化槽事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和61年 3月 4日 改正 平成 2年 3月26日 平成10年10月29日 平成14年 4月19日 平成18年 1月30日 平成27年 3月31日 平成31年 1月28日 令和 2年 2月18日</p> <p>第1 趣旨 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により、長崎県内（保健所設置市を除く。）に設置された、若しくは今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等 設置場所は、次によること。 (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。 (2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。 (3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の屋内</p>

改正後	改正前
<p>には、設置してはならない。</p> <p>イ. 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ 2 m 以上）を確保すること。</p> <p>ロ. スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。</p> <p>ハ. 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき 1 基とする。ただし、これによることが著しく困難である場合、若しくは<u>公共浄化槽等整備推進事業実施要綱</u>（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号）の規定に基づき、複数戸に 1 基の浄化槽を設置する場合はこの限りではない。</p> <p>第 3 放流先</p> <p>放流先は、次によること。</p> <p>(1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。</p> <p>(2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。</p> <p>(3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。</p> <p>(4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。</p> <p>第 4 設置手続</p> <p>1. 設置等の届出</p> <p>浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは処理対象人員又は日平均汚水量の 10% 以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して保健所長</p>	<p>には、設置してはならない。</p> <p>イ. 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ 2 m 以上）を確保すること。</p> <p>ロ. スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。</p> <p>ハ. 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき 1 基とする。ただし、これによることが著しく困難である場合、若しくは<u>浄化槽市町村整備推進事業実施要綱</u>（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号）の規定に基づき、複数戸に 1 基の浄化槽を設置する場合はこの限りではない。</p> <p>第 3 放流先</p> <p>放流先は、次によること。</p> <p>(1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。</p> <p>(2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。</p> <p>(3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。</p> <p>(4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。</p> <p>第 4 設置手続</p> <p>1. 設置等の届出</p> <p>浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは処理対象人員又は日平均汚水量の 10% 以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して保健所長</p>

改正後	改正前
<p>へ提出するものとする。ただし、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下「確認申請等」という。）を要する場合は<u>本取扱要領第4の3、浄化槽法第12条の5第4項に基づき設置計画の協議（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）を行う場合は第4の4のとおりとする。</u></p> <p>なお、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課へ提出するものとする。</p> <p>イ. 浄化槽構造図 ロ. 処理対象人員算定書 ハ. 建物の周辺図、配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）</p> <p><u>ニ. 排水管図</u> ホ. 設計計算書 ヘ. 処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。） ト. 設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類 チ. 個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書 リ. 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類 ヌ. 法定検査依頼書（様式第2号） ル. 誓約及び承諾書（様式第3号） ヲ. 浄化槽法第13条第1項又は同条第2項の規定により型式の認定を受けた浄化槽にあつては、認定書（浄化槽法第16条による更新を受けたものはその認定書）の写し及び建築基準法第68条の10第1</p>	<p>へ提出するものとする。ただし、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下「確認申請等」という。）を要する場合は、<u>本取扱要領第4第の3のとおりとする。</u></p> <p>なお、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課へ提出するものとする。</p> <p>イ. 浄化槽構造図 ロ. 処理対象人員算定書 ハ. 建物の周辺図、配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）</p> <p><u>ニ. 給排水管図</u> ホ. 設計計算書 ヘ. 処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。） ト. 設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類 チ. 個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書 リ. 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類 ヌ. 法定検査依頼書（様式第2号） ル. 誓約及び承諾書（様式第3号） ヲ. 浄化槽法第13条第1項又は同条第2項の規定により型式の認定を受けた浄化槽にあつては、認定書（浄化槽法第16条による更新を受けたものはその認定書）の写し及び建築基準法第68条の10第1</p>

改正後	改正前
<p>項の規定に基づく型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写しを添付することにより、前述のイ、ホ、へ、トの書類を省くことができる。</p> <p>ワ．別に定める「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱要領」に基づき算定人員を減じる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願ひ」（別紙1）</p> <p>カ．その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類</p> <p>2. 届出書の審査及び受理書の交付</p> <p>届出書の審査及び受理書の交付は、次によること。ただし、確認申請等を伴う場合は第4の3のとおりとする。</p> <p>イ．前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。</p> <p>ロ．保健所長は、提出された届出書1部を速やかに建築主事へ送付するものとする。</p> <p>ハ．保健所長は、提出された届出書（第4の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を速やかに市町長へ送付するものとする。</p> <p>ニ．市町長は、必要があると認められるときは前号の届出書の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>ホ．保健所長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>ヘ．特定行政庁は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更・<u>廃止命令書</u>（様式第5号）により、行うものとする。</p>	<p>項の規定に基づく型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写しを添付することにより、前述のイ、ホ、へ、トの書類を省くことができる。</p> <p>ワ．別に定める「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱要領」に基づき算定人員を減じる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願ひ」（別紙1）</p> <p>カ．その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類</p> <p>2. 届出書の審査及び受理書の交付</p> <p>届出書の審査及び受理書の交付は、次によること。ただし、確認申請等を伴う場合は第4の3のとおりとする。</p> <p>イ．前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。</p> <p>ロ．保健所長は、提出された届出書1部を速やかに建築主事へ送付するものとする。</p> <p>ハ．保健所長は、提出された届出書（第4の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を速やかに市町長へ送付するものとする。</p> <p>ニ．市町長は、必要があると認められるときは前号の届出書の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>ホ．保健所長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>ヘ．特定行政庁は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、<u>廃止命令書</u>（様式第5号）により、行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ト. 保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。</p> <p>チ. 保健所長は、提出された届出書（第4の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）へ送付するものとする。</p> <p>3. 確認申請等を要する場合 確認申請等を要する場合は、次によること。</p> <p>イ. 確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。</p> <p>ロ. 建築主事又は指定確認検査機関は、提出された届出書3部を速やかに保健所長へ送付するものとする。</p> <p>ハ. 保健所長は必要があると認めるときは、前号の届出書の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。</p> <p><u>4. 設置計画の協議を行う場合</u> <u>設置計画の協議を行う場合は、次によること。</u></p> <p><u>イ. 1の届出書を保健所長へ提出をするものとする。このとき、届出書は「浄化槽設置届出書」を「公共浄化槽設置計画協議書」又は「浄化槽変更届出書」を「公共浄化槽変更計画協議書」、「浄化槽法第5条第1項」を「浄化槽法第12条の5第4項」と書き換えて使用すること。なお、市町が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合には、当該施設の概要を説明した文書を添付すること。</u></p>	<p>ト. 保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。</p> <p>チ. 保健所長は、提出された届出書（第4<u>第</u>の3のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）1部を一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）へ送付するものとする。</p> <p>3. 確認申請等を要する場合 確認申請等を要する場合は、次によること。</p> <p>イ. 確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。</p> <p>ロ. 建築主事又は指定確認検査機関は、提出された届出書3部を速やかに保健所長へ送付するものとする。</p> <p>ハ. 保健所長は必要があると認めるときは、前号の届出書の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前																														
<p><u>ロ. 保健所長は、提出された協議書 1 部を速やかに特定行政庁へ送付するものとする。</u></p> <p><u>ハ. 特定行政庁は、ロの規定により保健所長から送付のあった協議書について、その設置計画が適当であると認めた場合は、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第 6 号の 2）を交付するものとする。</u></p> <p><u>ニ. 保健所長は、設置計画が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更計画同意書（様式第 6 号の 2）を交付するものとする。</u></p> <p><u>ホ. 保健所長は、提出された協議書 1 部を浄化槽協会へ送付するものとする。</u></p>																															
(届出書の提出部数)	(届出書の提出部数)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出の種類</th> <th>届出先</th> <th>届出書の宛名及び提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽法第 5 条第 1 項の届出</td> <td>保健所</td> <td>知事 宛 4 部</td> </tr> <tr> <td><u>浄化槽法第 1 2 条の 5 第 4 項の協議</u></td> <td><u>保健所</u></td> <td><u>知事 宛 3 部</u></td> </tr> <tr> <td>建築基準法第 6 条第 1 項の届出</td> <td>特定行政庁(建築主事)</td> <td>建築主事 宛 5 部</td> </tr> <tr> <td>建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出</td> <td>指定確認検査機関</td> <td>知事 宛 5 部</td> </tr> </tbody> </table>	届出の種類	届出先	届出書の宛名及び提出部数	浄化槽法第 5 条第 1 項の届出	保健所	知事 宛 4 部	<u>浄化槽法第 1 2 条の 5 第 4 項の協議</u>	<u>保健所</u>	<u>知事 宛 3 部</u>	建築基準法第 6 条第 1 項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事 宛 5 部	建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 5 部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出の種類</th> <th>届出先</th> <th>届出書の宛名及び提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽法第 5 条第 1 項の届出</td> <td>保健所</td> <td>知事 宛 4 部</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法第 6 条第 1 項の届出</td> <td>特定行政庁(建築主事)</td> <td>建築主事 宛 5 部</td> </tr> <tr> <td>建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出</td> <td>指定確認検査機関</td> <td>知事 宛 5 部</td> </tr> </tbody> </table>	届出の種類	届出先	届出書の宛名及び提出部数	浄化槽法第 5 条第 1 項の届出	保健所	知事 宛 4 部	<u>(新設)</u>			建築基準法第 6 条第 1 項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事 宛 5 部	建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 5 部
届出の種類	届出先	届出書の宛名及び提出部数																													
浄化槽法第 5 条第 1 項の届出	保健所	知事 宛 4 部																													
<u>浄化槽法第 1 2 条の 5 第 4 項の協議</u>	<u>保健所</u>	<u>知事 宛 3 部</u>																													
建築基準法第 6 条第 1 項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事 宛 5 部																													
建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 5 部																													
届出の種類	届出先	届出書の宛名及び提出部数																													
浄化槽法第 5 条第 1 項の届出	保健所	知事 宛 4 部																													
<u>(新設)</u>																															
建築基準法第 6 条第 1 項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事 宛 5 部																													
建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 5 部																													
<p>第 5 浄化槽の工事完了及び使用開始の報告</p> <p>1. 工事完了及び使用開始の報告</p>	<p>第 5 浄化槽の工事完了及び使用開始の報告</p> <p>1. 工事完了及び使用開始の報告</p>																														

改正後	改正前
<p>浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定による使用開始の報告は、様式第 7 号により保健所長へ 2 部提出するものとし、浄化槽管理者は、これと併せ工事完了についても同様式により報告するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のチと同様に処理するものとする。</p> <p>2. 工事の検査</p> <p>保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うものとし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。</p> <p>第 6 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等</p> <p>1. 浄化槽技術管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項の規定による報告は、様式第 8 号により保健所長へ 3 部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>2. 浄化槽管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定による報告は、様式第 9 号により保健所長へ 3 部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>3. 浄化槽の使用廃止の届出</p> <p>浄化槽法第 11 条の 3 の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則 <u>（昭和 59 年厚生省令第 17 号）</u> 様式第 1 号の 3（以下「環境省施行規則様式第 1 号の 3」という。）により保健所長へ 3 部提出するものとする。</p>	<p>浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定による使用開始の報告は、様式第 7 号により保健所長へ 2 部提出するものとし、浄化槽管理者は、これと併せ工事完了についても同様式により報告するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のチと同様に処理するものとする。</p> <p>2. 工事の検査</p> <p>保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うものとし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。</p> <p>第 6 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等</p> <p>1. 浄化槽技術管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項の規定による報告は、様式第 8 号により保健所長へ 3 部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>2. 浄化槽管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定による報告は、様式第 9 号により保健所長へ 3 部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第 4 の 2 のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>3. 浄化槽の使用廃止の届出</p> <p>浄化槽法第 11 条の 3 の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第 1 号の 3（以下「環境省施行規則様式第 1 号の 3」という。）により保健所長へ 3 部提出するものとする。保健所長は、提出された報</p>

改正後	改正前
<p>る。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>4. 浄化槽の使用休止（再開）の届出</p> <p>浄化槽の使用休止に関する浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号により保健所長へ3部提出するものとする。また、浄化槽の使用再開に関する浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号の2により保健所長へ3部提出するものとする。環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号及び様式第1号の2の記載方法及び添付書類については、後に示す各様式に記載の補足事項のとおりとする。</p> <p>保健所長は、提出された届出書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>保健所長は、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽について、保健所長の権限によりみなし休止とすることができる。</p> <p>第7 その他の変更等の手続</p> <p>設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第6の1、2及び4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、設置者又は浄化槽管理者は、次表1のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>1. 確認申請等を伴わない場合</p> <p>（ただし、下記表中の変更事項イについては確認申請等を伴う場合を含</p>	<p>告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>4. 浄化槽の使用休止（再開）の届出</p> <p>浄化槽の使用休止に関する浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号により保健所長へ3部提出するものとする。また、浄化槽の使用再開に関する浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号の2により保健所長へ3部提出するものとする。環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号及び様式第1号の2の記載方法及び添付書類については、後に示す各様式に記載の補足事項のとおりとする。</p> <p>保健所長は、提出された届出書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>保健所長は、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽について、保健所長の権限によりみなし休止とすることができる。</p> <p>第7 その他の変更等の手続</p> <p>設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第6の1、2及び4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、設置者又は浄化槽管理者は、次表1のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。</p> <p>1. 確認申請等を伴わない場合</p> <p>（ただし、下記表中の変更事項イについては確認申請等を伴う場合を含</p>

改正後					改正前				
む。)					む。)				
変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数	変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号）	保健所長	3 部	イ. 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号）	保健所長	3 部
ロ. 放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号） 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	3 部	ロ. 放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号） 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	3 部
ハ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書（環境省施行規則様式 1 号の 3）	保健所長	3 部	ハ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書（環境省施行規則様式 1 号の 3）	保健所長	3 部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4 部		新規設置届			設置手続きの項参照
ニ. 既設浄化槽の一部を改造する場合 （処理能力の 10%未満の変更）	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号） 新、旧構造図（改造部分を明らかにする構造図）その他必要な書類	保健所長	3 部	ニ. 既設浄化槽の一部を改造する場合 （処理能力の 10%未満の変更）	変更届	浄化槽届出事項変更届出書（様式第 10 号） 新、旧構造図（改造部分を明らかにする構造図）その他必要な書類	保健所長	3 部
ホ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書（様式第 11 号）	保健所長	3 部	ホ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書（様式第 11 号）	保健所長	3 部

改正後					改正前				
前に規模、構造等の変更を生じたとき	新規設置届	設置手続きの項参照		4部	前に規模、構造等の変更を生じたとき	新規設置届	設置手続きの項参照		4部
へ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	保健所長	3部	へ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	保健所長	3部
ト. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	保健所長	3部	ト. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	保健所長	3部
チ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	保健所長	3部	チ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部		新規設置届	設置手続きの項参照		4部
2. 確認申請等を伴う場合 (提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認機関に提出すること。)					2. 確認申請等を伴う場合 (提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認機関に提出すること。)				
変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数	変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要	建築主事又は指定確認検査	5部 (うち3部は保健所)	イ. 放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要	建築主事又は指定確認検査	5部 (うち3部は保健所)

改正後					改正前				
		な書類	機関	へ 送付)			な書類	機関	へ 送付)
	確認を要しない軽微な変更届	建築基準法施行細則様式第8号(第25条の2関係)又は指定確認検査機関が業務規定等で定める様式(以下「規則・業務規定等様式」という。)		2部		確認を要しない軽微な変更届	建築基準法施行細則様式第8号(第25条の2関係)又は指定確認検査機関が業務規定等で定める様式(以下「規則・業務規定等様式」という。)		2部
ロ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届 新規設置届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3) 設置手続きの項参照	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ロ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届 新規設置届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3) 設置手続きの項参照	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
ハ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届 新規設置届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号) 設置手続きの項参照	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ハ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届 新規設置届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号) 設置手続きの項参照	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
ニ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ニ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)

改正後					改正前				
	確認を 要しない 軽微な 変更届	規則・業務規定等様式		2部		確認を 要しない 軽微な 変更届	規則・業務規定等様式		2部
ホ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)建物 の平面図、人員算定表、 その他必要な書類(設計 計算書等)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)	ホ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)建物 の平面図、人員算定表、 その他必要な書類(設計 計算書等)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)
ヘ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)	ヘ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		
ト. 告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)その他 必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)	ト. 告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)その他 必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定確認 検査機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)
	確認を 要しない 軽微な 変更	規則・業務規定等様式		2部		確認を 要しない 軽微な 変更	規則・業務規定等様式		2部

改正後	改正前										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">届</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>		届				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">届</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>		届			
	届										
	届										
備考：ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要となる場合がある。	備考：ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要となる場合がある。										
<p>第8 浄化槽の保守点検及び清掃の記録</p> <p>1. 浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（様式第12号、第12号の2及び第12号の3）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票（様式第13号及び第13号の2）による<u>他、環境省環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準に適合する内容の保守点検記録票、環境省環境省関係浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に適合する内容の清掃記録票によるものとする。</u></p> <p>2. 浄化槽の保守点検及び清掃の時期、記録方法、記録の保存方法及び記録の保存期間等にあつては、<u>環境省関係浄化槽法施行規則第5条を遵守すること。</u></p>	<p>第8 浄化槽の保守点検及び清掃の記録</p> <p>1. 浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（様式第12号）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票（様式第13号）による<u>ものとする。</u></p> <p>2. 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、この記録票を2部作成し、<u>1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。</u> <u>ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）によって行う場合はこの限りでない。</u></p>										
<p>第9 設置後等及び定期の水質検査の報告</p> <p>浄化槽協会は、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を<u>環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項に規定する電磁的方法</u>により保健所長あて行うものとする。</p>	<p>第9 設置後等及び定期の水質検査の報告</p> <p>浄化槽協会は、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を<u>電磁的方法</u>により保健所長あて行うものとする。</p>										
<p>第10 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等</p> <p>1. 保健所長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又</p>	<p>第10 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等</p> <p>1. 保健所長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又</p>										

改正後	改正前
<p>は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第 14 号）により行うものとする。</p> <p>2. 保健所長は、浄化槽法第 12 条第 2 項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第 15 号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第 16 号）により行うものとする。</p> <p>附則（平成 31 年 1 月 28 日一部改正） この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。</p> <p>附則（令和 2 年 2 月 18 日一部改正） この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。</p> <p><u>附則（令和 3 年 3 月 18 日一部改正）</u> <u>この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。ただし、様式（様式第 6 号の 2 を除く）の改正については令和 2 年 1 月 23 日から適用する。</u></p>	<p>は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第 14 号）により行うものとする。</p> <p>2. 保健所長は、浄化槽法第 12 条第 2 項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第 15 号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第 16 号）により行うものとする。</p> <p>附則（平成 31 年 1 月 28 日一部改正） この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。</p> <p>附則（令和 2 年 2 月 18 日一部改正） この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。</p>